

# こんな質問をしました

池田章子



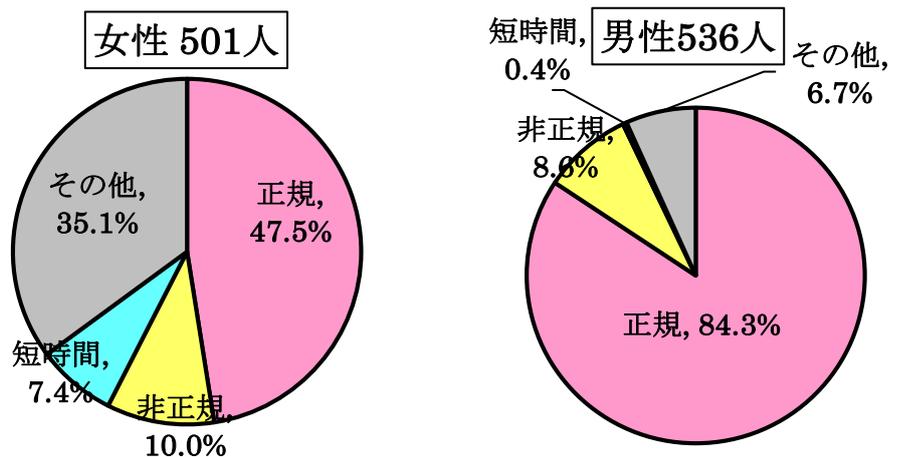
## 1. (1)ア. 若年女性の転出超過

1. 市長の政治姿勢について
  - ①人口減少対策に関わる重点プロジェクト
    - ア. 若年女性の転出超過
    - イ. 地場産業支援
  - ②「被爆体験者」問題の根本的解決
2. 教育行政について
  - ①部活動の地域展開
  - ②給特法改正に伴う市の取組
  - ③教育環境整備
3. 人権条例の制定について

**池田 Q1**：若い女性が地方から都市へ転出する傾向が強く、それが少子化に拍車をかけているという。長崎市も若年女性の転出が男性を大きく上回る。なぜ若年女性の転出が多いのか。若い女性が定住したくなる長崎をつくるためにどのような取り組みをしているのか。

**市長 A1**：転出超過の要因は複合的だが、大学進学や就職・転職など仕事の影響による市外転出が多い。また固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)がいまだに存在していることや、女性が働きやすい環境が整っていないことも影響している。女性の転出超過の抑制のためには魅力的な雇用や働きやすい環境の整備をはじめ、女性に選ばれる街づくりが重要と認識。魅力的な雇用の創出や保育料の一部無償化など共働き世帯への支援を行っている。

資料① 2019年以降の誘致企業の雇用形態



**池田 Q2**：資料①は2019年以降長崎市が誘致した企業の雇用形態だ。雇用数の男女比は半々だが、男性の雇用の8割が正規雇用なのに対し、女性の雇用の半数以上が非正規、短時間、その他(週20時間未満)となっている。これが若年女性にとって魅力的な雇用の創出と言えるか。

**経済産業部長 A2**：男女の意識の違いや、様々な雇用形態のニーズ、希望する働き方を反映していると考えます。

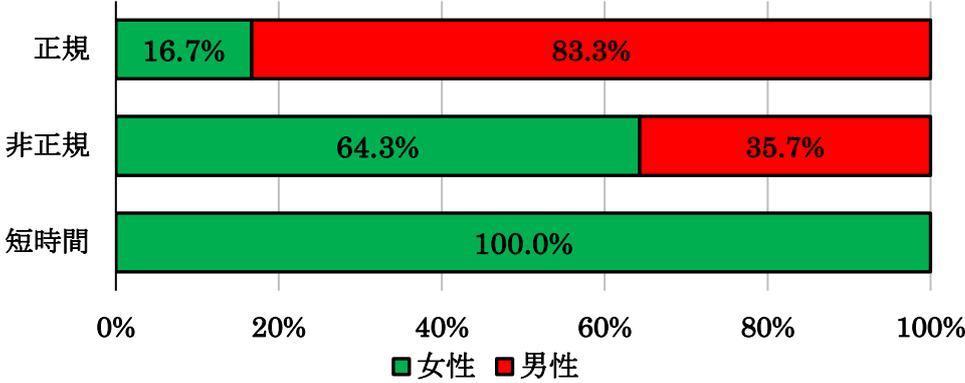
**池田 Q3**：長崎市は、若年女性が賃金の安い不安定な非正規雇や短時間を自ら選んでいるという認識か。

**経済産業部長 A3**：就労に関する意識はそれぞれ。多様な受け皿があつていいという考えを持っている。男性は給与にこだわるが女性は休暇が取りやすい仕事を選ぶと考える。

池田 Q4：資料②は市の企業立地推進費で雇用奨励金を出している企業の採用状況だ。正規雇用における女性の割合は低く、非正規や短時間は女性が多い。非正規や短時間雇用に雇用奨励金を出すのはやめて、その分、女性の正規雇用に奨励金を上乗せするなど、女性の正規雇用を増やすよう誘導すべきではないか。



資料② 雇用奨励金交付企業の雇用形態の男女比 (2024)



経済産業部長 A4：雇用される方の意識も確認しながら、時代に合わせた検討はしていくべきと考える。

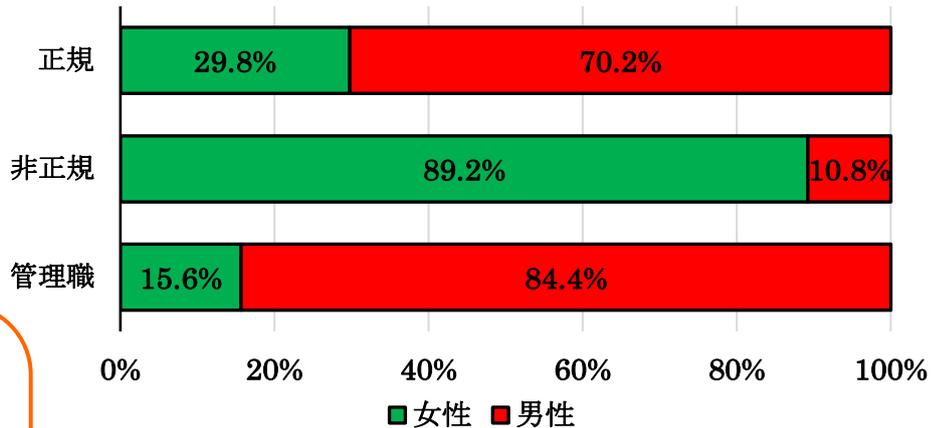
池田 5：若年女性が非正規雇用を望むという認識が、私は間違えていると思う。



池田 Q6：資料③は市の職員の雇用形態別男女比だ。非正規は圧倒的に女性が多い。これで若年女性に魅力的な雇用をつくっているとと言えるのか。

総務部長 A6：非正規職員は申し込みの8割が女性なのでこのような比率になっている。正規職員の男女比については消防職も入っている。業務の特殊性もありこういった比率になっている。

資料③ 長崎市職員の雇用形態別男女比 (2025)



池田 Q7：市の消防局に女性職員はいる。「消防職は男性」という考え方こそがアンコンシャス・バイアスだ。市がそのような考えを持っていることが、女性の正規雇用や女性がすべての職種に進出していくことの妨げになっているのではないか。

総務部長 A7：偏見につながるというところは私の言い方が悪かった。申し訳なかった。

池田 Q8：市の女性管理職の割合も低い。育成すべきではないのか。

総務部長 A8：女性管理職の割合の目標を20%に定めているが、15.6%にとどまっている。目標達成に向けて取り組む。



**池田 9**：しかしこの 20 年女性管理職は増えていない。市の総合計画の産業政策の所にも SDGs のジェンダー平等の視点は欠落しており、女性は端からあてにされていないと感じる。内閣府の調査では、地方の女性が都会で仕事に就く背景に、仕事内容や昇進・給与に男女差がないことや安定した仕事を求めていることがあげられている。このままでは長崎市の女性転出は止まらない。女性が一人前に働いて生活できる雇用をつくる政策を求める。

**池田 Q10**：内閣府の調査では女性が地方から都会に出ていく背景に固定的な性別役割分業意識が根強いことが浮き彫りになっている。この問題にどう取り組んでいるか。

**企画政策部長 10**：男女共同参画社会の実現、女性のエンパワメント推進に取り組んでいる。企業への啓発も進めていく。

**池田 11**：啓発は全庁を挙げてやるべきだ。女性たちは家庭や地域、職場で男女差別に直面し、失望して地元を離れたいと思っている。国はいま男女共同参画を強力に進めようとしている。長崎市も雇用と意識改革に取り組むことを求める。

**池田 Q12**：地場産業支援は人口減少対策としてとても重要だ。地場産業の一つである公共交通に関して、減便や路線廃止、最終時間の繰り上げ等で市民から不満の声が聞こえている。市民アンケートでは「公共交通を社会全体で支えていくべき」と答えた市民が 7 割いた。交通事業者への公的支援が必要ではないか。

**1(1)イ. 地場産業支援  
(公共交通の維持)**

**まちづくり部長 A12**：公共交通は重要な社会基盤だが、人口減少や運転士不足、燃料高騰など経営環境は厳しい。市はバスの競合路線の解消など効率化に向けて側面支援を行ったり、1 月の補正予算では担い手確保やバリアフリー車両の導入などの支援も行った。

**池田 Q13**：効率化は運賃収入減につながり、賃金に反映され、ますます運転士不足になるという声もある。公営企業との賃金格差で運転士確保が難しいとも聞く。1 月補正で二種免許取得費や採用活動費に補助金を出した。しかし単発では改善しない。今回のような支援を継続していく必要があるのではないか。

**まちづくり部長 A13**：公共交通を取り巻く環境は依然厳しいので、今後も国の交付金や支援制度を活用して、公共交通の維持確保と交通事業者への支援の在り方について引き続き検討する。

**池田 14**：市は他の産業では担い手不足の業種への就労支援や人材育成、中小企業の賃上の補助を行っている。公共交通の維持にも市が関わっていくべき時期になっている。



池田 Q15：地場産業支援に関してもう一つ。今回、建設技能者の後継者育成に資する住宅リフォーム助成制度が縮小されたのはいかなる理由か。

## 1(1)イ. 地場産業支援 (建設技能者育成)

建築部長 A15：これまでの「住みよ家」と「住宅性能向上」を、来年度から「快適住まいづくり支援費補助金」として取り組む。予算規模は縮小したが「子育て住まいづくり」の拡充と合わせてこれまでの実績を維持できると見込んでいる。

池田 Q16：「これまでの実績は維持」というが、今年は住みよ家の補助上限を5万円、住宅性能の上限を10万円にしたために予算の半分しか利用されていない。今年の実績を維持できると言われても納得できない。住宅リフォームは新築よりも後継者育成につながると聞く。建設技能者の担い手不足は深刻でこのままでは社会インフラの維持、激甚化する災害復旧にも影響が出かねない。そういう危機感を持っているか。

建築部長 A16：災害や緊急事態が起こった時、地域に市と一緒に行動してくれる業界の方がいるかどうかは都市基盤の大きな要素と認識している。それを意識して取り組む。

池田 17：昨年は申請者が多く交付が受けられない事業者も出た。他方、1社で交付総数の14%を占めている大企業もあり、不公平との声も上がっている。偏りの是正と申請手続きの簡素化にも取り組むよう求める。

## 2. 「被爆体験者問題」 の根本的解決

池田 Q18：昨年は被爆80周年だったが被爆体験者問題は解決していない。訴訟団長は「市も県も『体験者に寄り添う』と言うが私たちはほったらかしにされている。仲間たちはどんどん亡くなっている。市長は解決に向けて強気に動いてほしい」と言う。施政方針には体験者のことが一言も触れられていないが、市長は喫緊の課題として取り組む気があるのか。

原対部長 A18：喫緊の課題と考え、長崎で黒い雨等に遭った者を新基準に追加するよう要望しているが、国は「降雨等を客観的事実と認められない」としている。今後も県とともに一刻も早い救済に向けて粘り強く国に働きかけていく。

池田 Q19：根本的解決に向けた強い意志をあまり感じないが、市は被爆体験者を被爆者と思っているのか。

原対部長 A19：体験者のみなさまの要望は被爆者と認められることだと十分認識している。それに応えられるよう取り組んでいく。





池田 Q20 : 市は「被爆体験者は被爆者だ」という立場をとるべきだ。市の取組は国への要望やお願いばかり。しかし市の判断でできることがある。来年度、福岡高裁判決が出る予定だ。原告勝訴、又は一部勝訴でも原告が勝った場合それを受け入れて上告しないという決断をすべきではないか。

原対部長 A20 : 被爆体験者訴訟は係争中なので、答弁は差し控える。

池田 Q21 : 裁判の中身について話しているのではなく、原告勝訴判決が出た場合長崎市はどうかを訊いている。広島松井市長は「黒い雨」高裁判決の際「国に逆らっても被爆者手帳を配る」と言って国に上告断念を迫ったという。市長も同じように国に上告断念を迫るべきではないか。

原対部長 A21 : 市長も長崎地裁判決の時、直接岸田首相に市の要望を伝えたが、総理から控訴せざるを得ないという判断があり、苦渋の決断で控訴した。

池田. 22 : 今度もまた国の言いなりになるのか、体験者に寄り添うのかということだ。「国に逆らっても手帳を配る」という気持ちで上告断念を導き出すべきだ。この裁判の被告は市と県であり国は訴訟参加人に過ぎない。市と県がどう判断するかが重要だ。被爆体験者問題の根本的解決に向けて一步を踏み出すよう強く求める。

池田 Q23 : 休日の部活動の地域展開完全実施まで1年余となったが、現在地域クラブとして認定されたのはわずか15クラブ、残り330の部活動は地域移行できていない。来年の中総体以降に本当に地域展開が完了するのか。

## 2. 教育行政について (1) 部活動の地域展開

教育長 A23 : 今後すべての部活動を訪問し地域展開について丁寧に説明し、保護者や指導者と一緒になって各部活動ごとにロードマップを作成し、地域展開実現に向けサポートを行う。

池田 Q24 : 市のアンケートによると教職員、部活動指導者等で指導者を続けるという人は95人、13%しかいない。指導者確保は大丈夫なのか。

教育長 A24 : 条件次第では指導していいという人が300名近くいる。県・市のエントリーシステムも活用しながら確保していく。

池田 Q25 : 「条件次第」は決して前向き回答ではなかった。しかも複数指導体制と考えると、300名の倍必要になる。市は地域クラブの運営主体は保護者を想定して進めているが、保護者の意向は把握しているのか。

教育長 A25 : 運営の中心になるのは現在小学生の保護者で、まだ部活に入っていない段階なので調査していない。来年度は中1の保護者対象に意向調査を実施する。



池田 Q26 : 小6の保護者に話を聴くと「運営主体なんてできない」と言っていた。国の新ガイドラインには、現地で地域クラブのお世話をする保護者による実施団体と、実施団体を統括し運営・財政・人材確保等を担う法人格を持つ運営団体という二重構造が示されている。長崎市は実施主体も運営団体も保護者に担わせようとしているところに無理がある。市の旗振りで競技ごとまたは地域ごとに運営団体を作って、保護者には練習の見守り等をする実施主体になってもらうようにしなければ、地域展開は進まないのではないか。



教育長 A26 : 指摘の通り、運営団体の下にいくつかの実施主体がある組織が安定的に運営できる。研究していく。

池田 Q27 : 来年度、小中学校の体育館のエアコン設置に向けて計画を策定し、2027年度から設置を進めると聞き大変喜んでいる。エアコン設置の完了時期はいつごろか。また未設置の特別教室へのエアコン設置も進めていくべきではないか。

教育長 A27 : 2027年度から避難所に指定している学校から順次施工を行い2032年度までに整備を完了する予定だが、事業期間の短縮もあり得る。体育館へのエアコン設置を進めるが、ここ数年の異常気象ともいえる猛暑や夏季期間の長期化が進んでいる状況から、未設置の特別教室へのエアコン整備についても学校現場の実態や他都市の状況も踏まえ検討していく。

## 2 教育行政について

### (3) 教育環境整備

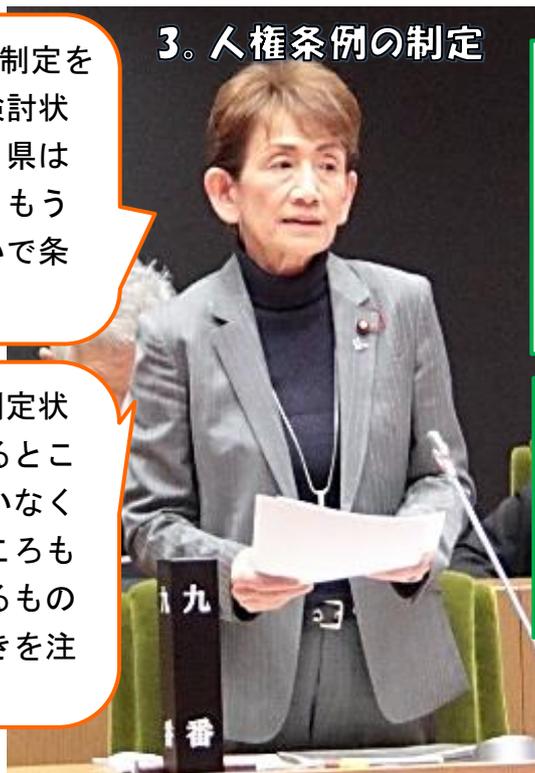
## 3. 人権条例の制定

池田 Q28 : 一昨年人権条例の制定を求めた時、市は「長崎県の検討状況を見守りたい」と答えた。県は検討を終え条例を策定中だ。もう見守るものはない。市も急いで条例制定をすべきではないか。

市民生活部長 A28 : 11月に県の条例の骨子案がまとまり公表された。県の条例は市町に対し一定の方向性を示すものなので県の検討の推移を注視する。

池田 Q29 : 全国の人権条例制定状況は、県も市も制定しているところもあれば、県は制定していなくても市町が制定しているところもある。県の条例を受けて作るものでもないのに、なぜ県の動きを注視する必要があるのか。

市民生活部長 A29 : 今後の県の条例の内容を見て、また全国の状況も見て制定の可否を判断をしたいと考えている。





池田 Q30 : 県の条例を見て、市も制定するということが、それとも県が制定すれば長崎市はつくらなくていいということか。また人権の問題は横並びでやるものか。

市民生活部長 A30 : 人権に関する条例を横並び的な考えで判断する考えはない。

池田 Q31 : 条例があれば「ネット上での誹謗中傷はやめましょう」と教室や家庭、職場でも呼びかける根拠になる。条例制定過程で市民の理解を深めることにつながる。「長崎市は差別は許しません」という宣言にもなる。総合計画の「人権のまちづくり」をめざす取り組みを後押しすることになるのではないか。

市民生活部長 A31 : 条例の制定は市民や行政が人権について考える機会となり、意識の醸成が図られると認識しているが、やはり県の状況を見定めたい。

池田 32 : ではなぜ制定しないのか。ネット上での誹謗中傷や人権侵害は深刻で子どもたちにも広がっている。ぜひ人権条例の制定を求める。



桜の開花予想が聞かれるようになりました。  
昼間はすいぶん暖かくなりましたが、朝夕は、  
まだ冷えますので、どうぞお気を付け下さい。

市民クラブ 池田章子